vinetur

ポーランド下院、ノンアルコールビールの広告禁止を含む酒類法案を大統領に送付

成立すれば、2027年から午後10時～午前6時の酒類の持ち帰り販売が禁止され、値引きやブランド表示への規制も強化される

2026年11月20日（金）



ポーランド下院のセイムは11月19日木曜日、酒類規制を大幅に見直す法案について、上院が加えた修正の大半を承認した。アルコール飲料ブランド名を冠したノンアルコールビールの広告禁止案は維持され、法案は大統領の署名に向けて送付された。

採決の対象となったのは、ポーランドの節酒・アルコール依存症対策法と、関連する医療制度の規定に対する修正案だった。議員らは上院による21項目の修正の大半を受け入れた一方、ノンアルコールビールの広告を認める修正案は退けた。これにより、セイムの保健委員会が先に支持した、より厳しい法案の内容が維持された。

成立すれば、全国で午後10時から午前6時まで、酒類の持ち帰り販売が禁止される。この規制は

バー、レストランなどの飲食店には適用されず、空港も対象外となる。また、地方自治体は地域内での禁止時間を午後9時に前倒ししたり、午前9時まで延長したりできるようになる。

法案は酒類の広告や販売促進に関する規制も強化する。ビール広告を含む酒類広告は禁止され、違反した場合は3万ズウォティから100万ズウォティの罰金、またはポーランド法に基づく自由の制限が科される。ただし、法案には複数の限定的な例外が設けられている。

小売業者や生産者にとって特に重要な変更の一つは、酒類の販売促進の定義が広がることだ。セイムが受け入れた上院の修正案は、値引き、複数商品のまとめ買い、ポイントプログラムを販売促進に含めると明記した。これにより、店舗でよく見られる「6+6」や「12+12」といった販売方法も規制対象となる。一方、卸売店、飲食店、酒類のみを販売する店舗での酒類広告は引き続き認められる。また、2030年末までは、酒類の商標を表示した冷蔵庫などの機器を販売店で引き続き使用できる。

法案はワイン業界とクラフトビール業界の一部に、それぞれ別の例外規定を設ける。「ワインと食のイベント」を定義し、ワイン製品に関連する情報発信や文化的なメッセージを認める。例外の対象は、クラフトビール醸造所による教育イベントや食文化ツーリズムにも広げられ、クラフトビールに関する情報発信や文化的なコミュニケーションも認められる。

こうした詳細は、公衆衛生政策の枠を超えて重要な意味を持つ。法案が成立すれば、欧州有数の規模を持つ飲料市場の一つで、店舗の営業時間や値引き戦略、ブランドマーケティングが変わる可能性があり、ポーランドで販売するビール醸造所、ワイナリー、蒸留酒メーカー、輸入業者、小売業者に影響が及ぶ。特に、セット販売や店頭でのブランド入り機器、アルコール飲料からノンアルコール飲料へのブランド展開に依存する企業にとって、規制案の影響は大きい。

醸造業界はすでに反発している。Forsal.plの取材に対し、ポーランド醸造業者協会の事務局長、Bartłomiej Morzycki氏は、この法律には重大な憲法上の懸念があり、欧州連合（EU）が定める通知手続きが守られたかどうかについても問題が生じる可能性があると述べた。同氏は、法案の審議がビールとビール広告に過度に焦点を当てる一方、有害な飲酒の主な要因だと同氏が指摘する小容量の蒸留酒などには十分に対処していないと主張した。また、広告規制でノンアルコールビールをウォッカと同等に扱う判断も批判し、より多くの消費者がアルコールの代替品として利用するようになっている商品カテゴリーを無視したものだと述べた。

法案はまだ施行されていない。新規則が発効するには、大統領の署名を得たうえで官報に掲載される必要がある。上院の修正を経て承認された法案では、2027年6月1日に施行される予定だ。